

●説明資料の更新について

御意見等を踏まえて説明資料を以下のとおり更新しました（12月12日）。

更新場所	更新前	更新後
18ページ 2行目	年度末と来年5月以降	来年2月と5月以降
19ページ 「時期」	令和7年2月から3月ころ	具体的な開催日程を記載しました。
22ページ (5) 1行目	徴収開始後、一定期間	徴収開始前から一定期間
23ページ 「3. 補助内容」	必要経費の一定額までは全額補助（補助率10/10）	原則として全額補助
23ページ 下部 A3	補助金交付決定前に実施した事業も補助対象に含めることについて調整してまいります。	補助金交付決定前に実施した事業も補助対象に含めることについて調整してまいりますが、詳細な制度内容をお示しした後の着手をお願いいたします。
23ページ 下部 QA4	(なし)	Q4 すべての経費が補助対象になるのか？ A4 宿泊税に伴う改修又は構築等が補助対象となります。詳細な内容は、次回の説明会で改めてお知らせいたします。 ※申請内容が補助対象経費に該当するかは審査の段階で確認させていただきます。

「宿泊税」の導入に関する説明会・意見交換会

宿泊税の制度 と

今後のスケジュール

宮城県 総務部税務課・経済商工観光部観光戦略課

●目次

1. 宿泊税充当施策案の取組イメージ
2. 宿泊税の概要
3. 宿泊税条例の構成
4. 地方税法等の罰則の規定
5. 今後のスケジュール
6. 特別徴収義務者の負担軽減策
7. ご意見・ご要望について

1. 宿泊税充当施策案の取組イメージ

3

【充当施策の考え方】

- 宮城の観光の未来に夢と希望をもってもらえるよう、本県観光産業の成長性を高める手段として、東北のゲートウェイとしての役割を發揮し、インバウンド需要の取り込みに向けた受入環境整備や宮城ならではの魅力ある観光コンテンツの造成、磨き上げの強化を図る。
- 宿泊事業者との意見交換会を引き続き継続し、物価高や人手不足等により宿泊事業者が置かれている厳しい経営環境に対応するとともに、各地域が抱える様々な地域課題をサポートするための施策を重点的に実施する。
- 現在の一般財源を同規模程度維持しながら、社会経済情勢等外部要因の変化に即応できるよう、必要となる財政需要を精査し、柔軟かつ臨機応変に事業化を図る。

1. 宿泊税充当施策案の取組イメージ

4

ここでお示しする施策案は、現時点でのイメージです。これらをたたき台として、みやぎ観光振興会議や新たに設置する宿泊事業者部会で御議論を頂戴しながら具体策を詰めてまいります。

1. 宿泊税充当施策案の取組イメージ

5

取組 I

魅力ある観光資源の創出

約2億円

取組の方向性

滞在時間の長期化につながるコンテンツ造成に向け、市町村等の自主的な観光地域づくりに向けた取組への支援を行うほか、圏域単位での取組の充実や連携促進を図る。

重点施策 1 地域資源を活用した観光地域づくりへの支援

【概要】市町村宿泊税交付金

- 地域の特色を生かした観光地域づくりを安定的に実施するための、市町村が行う観光振興施策を支援
- 宿泊客数に応じて全市町村に配分する「メニュー選択型補助金」と、市町村が提案する観光地域づくりのための意欲的な取組に対して一定額を補助する「市町村提案型補助金」の2階建て方式の補助スキームを想定
- 交付金については、市町村の基金への積み立てなどによる複数年度の事業実施や、実施メニュー間の予算流用を可能にするなど、使い勝手の良い制度運用を検討

【具体的なイメージ】

地域資源を活用した旅行商品の企画・販売、長期滞在向けコンテンツの造成

- ✓ 「星空ツアー」や「魚市場見学」などの夜間・早朝イベントを組み入れたツアー造成
- ✓ オルレコースの新設、潮風トレイルコースや公衆トイレ等の整備・改修



<地域資源を活用したコンテンツ造成(イメージ)>

重点施策 2 DMO創設・体制強化

【概要】DMO支援交付金

- 観光地域づくり団体がDMO登録のために行う専門家派遣や、既存DMOが実施する新規事業創出に要する経費を助成（5事業者程度への助成を想定）

【具体的なイメージ】

- ①新たにDMOを立ち上げ・登録するための専門家の招請
- ②既存DMOが市町村や地元団体等と連携の上実施する新たな滞在プログラム・旅行商品の造成
 - ✓ 分散型ホテル（集落等に点在する空き家をネットワーク化し、ひとつの宿泊施設として再生した宿泊施設）と自然環境を生かした、インバウンド向けアドベンチャートラベルを掛け合わせた連泊型ツアー造成



1. 宿泊税充当施策案の取組イメージ

6

取組Ⅱ

観光産業の活性化

約1億円

取組の方向性

宿泊施設の機能強化や収益力向上を強力に支援するほか、喫緊の課題である人手不足対策の取組を充実させる。

重点施策1

人材マッチング・定着支援

【概要】人材マッチング事業

○宿泊事業者と国内外の人材のマッチングを目的にジョブフェア（企業説明会）等を実施

【具体的なイメージ】

- ①仙台市内又は首都圏における国内人材（高校・大学新卒者、UIJターン希望者など）と宿泊事業者との合同企業説明会の開催（複数回）
- ②宿泊事業者版ジョブフェアを活用した外国人材（インド、インドネシア等）と宿泊事業者のマッチング支援（参加費用助成等）
- ③宿泊事業者を対象とした人材確保セミナー（採用ターゲット毎確保ポイント講座、労働環境改善講座など）の実施



<宿泊事業者版ジョブフェア
(イメージ)>



<スキルアップ研修(イメージ)>

【概要】定着支援等による宿泊事業者支援事業

○従業員の定着促進やスキルアップを目的としたプロフェッショナル人材の招請費用を助成

【具体的なイメージ】

- ①新任職員の離職防止・定着促進を目的とした指導助言やフォローアップ研修の実施
- ②中堅社員のスキル向上を目的としたスキルアップ研修の実施

重点施策2

人手不足対策・業務効率化に向けた支援

【概要】サービス向上・省力化設備導入等支援事業

○おもてなし態勢の向上、宿泊事業者の業務省力化を目指し、IT設備導入経費等を助成

【具体的なイメージ】

- ①清掃ロボットや宿泊施設管理システム、スマートチェックインシステム等導入による省力化（清掃業務の省力化、予約管理や精算業務などの自動化・効率化、チェックイン・チェックアウト業務の省力化）
- ②施設の業務効率化に向けたコンサルの活用



<スマートチェックインシステム
(イメージ)>

1. 宿泊税充当施策案の取組イメージ

7

取組Ⅲ

観光客受入環境整備の充実

約4億円

取組の方向性

二次交通の充実や観光地内での周遊促進を図るとともに、インバウンドの受入に向けた環境整備を推進する。

重点施策 1

観光地の賑わい創出

【概要】観光地再生促進事業

○地域のまちづくり団体、市町村等が行う観光地の景観整備、地域の核となる観光施設整備、誘客のための景観創出に要する経費を支援

【具体的なイメージ】

- ①景観改善を目的とした温泉地における廃屋撤去、観光スポットの環境整備
- ②夜間の魅力向上を目的とした温泉街一体のライトアップやSNS映えする文字モニュメントの設置
- ③ファミリー層をターゲットにしたプレーパーク（子供の遊び場）などの誘客施設を整備



<温泉地の廃屋>

重点施策 2

観光地間の交通アクセス環境の向上

【概要】地方誘客促進事業

○交通事業者等が実施する、バスを利用した県内周遊ツアーや二次交通機能充実のための取組を支援

【具体的なイメージ】

- ①仙台空港、仙台駅から県内観光地を結ぶ路線バスの新規就航や乗合タクシー運行に対する支援
- ②県内宿泊を要件とするレンタカー助成
- ③県内宿泊及び二次交通利用を組み合わせた県内周遊ツアーを企画・催行する事業者への支援



<仙台空港等のゲートウェイ>

重点施策 3

インバウンド受入環境整備

【概要】インバウンド受入環境整備事業

○観光施設における多言語対応や、Wi-Fi環境の整備促進の取組支援、ガイド人材育成・確保

【具体的なイメージ】

- ①蔵王の御釜、栗駒山、船岡城址公園など、主要観光スポットへの多言語観光案内板の整備
- ②複数の宿泊観光事業者による観光地のエリア一体でのWi-Fi環境整備（既存の補助事業の拡充）
- ③多言語対応可能なガイド人材の育成及び確保



<多言語観光案内板(イメージ)>

1. 宿泊税充当施策案の取組イメージ

取組IV

国内外との交流拡大の促進

約4億円

取組の方向性

閑散期の誘客や長期滞在促進に向けたキャンペーンを実施するほか、インバウンド誘客に向けたデジタルを活用した効果的な情報発信等を展開する。

重点施策 1

地域クーポンを活用した長期滞在促進キャンペーン

【概要】地域クーポン活用による長期滞在促進事業

○飲食店等で利用可能なクーポンを発行し、ビジネス客等長期滞在者の負担軽減及び地域商店街等の活性化を促進

【具体的なイメージ】

- ①連続して宿泊する者に対し、利用可能エリアを宿泊地付近の温泉街、商店街など特定地域に限定したクーポンを配布
- ✓長期滞在者に時期に応じた地域クーポンを配布。閑散期（1～3月）割増を検討



<地域クーポン(イメージ)>

重点施策 2

スポーツツーリズムの推進

【概要】スポーツツーリズム推進事業

○震災後、整備が進んだ県内の運動施設や県総合運動公園等を活用した、県内各地でのスポーツ大会等の誘致を促進

【具体的なイメージ】

- ①大学や地域移行の受皿となるスポーツクラブにおける合宿・大会など、課税免除とならないスポーツ・文化活動で、県内宿泊を伴う場合は、貸切バス運行等の移動に係る費用を助成
- ②各種組織等が開催する全国的・国際的スポーツ大会・イベント等に係る経費を助成



<大会・合宿等の県内誘致促進>

重点施策 3

海外等新規市場誘客拡大

【概要】新規市場誘客拡大推進事業

○海外等新規市場開拓に向けた、市場別プロモーション活動やマッチング商談会を実施

【具体的なイメージ】

- ①欧米豪・印などの新規市場をターゲットに、東北各県と連携した現地旅行会社の招請や、インフルエンサー等を活用した宮城の魅力をPRするプロモーション活動を実施
- ②趣味やテーマ性が高い目的に絞ったSITに特化した海外旅行会社等とのマッチング商談会の開催



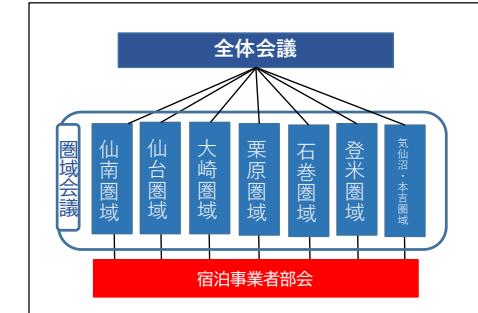
<商談会の開催(イメージ)>

1. 宿泊税充当施策案の取組イメージ

9

○宿泊事業者の皆様と持続可能な観光地域づくりについて一緒に考え、宿泊税活用施策に反映するため、みやぎ観光振興会議に、「**宿泊事業者部会**」を設置予定

- 圏域ごとに部会を設置(令和7年1月を予定)
- 部会では、地域の観光をどうしていくかについて話し合うとともに、宿泊税活用施策、観光施策の効果検証、宿泊税の徴収事務・周知啓発に関して意見交換
- 例年7月頃に前年度施策の効果検証、9月頃に地域の実情や、宿泊事業者目線で必要とする施策等に対して意見交換し、次年度の予算要求に反映
※R7.1は県で示している取組イメージ案をたたき台に今後の施策について意見交換
- 部会メンバーは、同業組合支部長等と調整(1部会当たり10名程度を想定)
多様な宿泊目的があることを踏まえ、温泉旅館、ビジネスホテル、民宿等、幅広い宿泊施設を参考する予定



【具体的なスケジュール】

	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11
みやぎ観光振興会議 (宿泊事業者部会)			委員選定・ 調整	宿泊事業者部会								宿泊事業者部会		

県でお示しした取組イメージをたたき台に御意見を頂戴

前年度の実施施策の効果検証と意見交換を実施

地域の実情を踏まえ、必要とする施策について意見交換を行い、次年度の予算編成に反映

【全体会議・圏域会議との棲み分け】

	みやぎ観光戦略 プランに沿った 観光振興施策	みやぎ観光戦略 プランの策定	地域観光資源の 魅力向上に資す る施策等	その他みやぎ観 光戦略プランの 実施	観光施策の効果検証	
					施策全般	宿泊税活用施策
全体会議	○	○	○	○	○	
圏域会議	○	○	○	○	○	
宿泊事業者部会	○		○	○		○

2. 宿泊税の概要

(1) 制度の目的

観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る
施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を導入しようとするもの。

(2) 課税の開始

令和7年秋（周知やシステム改修の期間を確保）

(3) 主な内容

①課税客体	<u>旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為</u>	
②課税標準	上記施設における宿泊数	
③納税義務者	宿泊者	
④税率	<u>1人1泊あたり300円</u> ※仙台市内は県分100円・仙台市分200円の計300円	
⑤免税点	<u>1人1泊あたり6,000円未満（素泊まり・税抜き料金）は課税しない</u>	
⑥課税免除	<u>i) 教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動</u> <u>は課税しない</u> <u>ii) 保育所及び認定こども園等における活動</u> <u>は課税しない</u>	
⑦徴収方法	宿泊事業者を特別徴収義務者とした特別徴収	
⑧申告・納入方法	原則、1か月ごと（特例として、一定要件※を満たす場合3か月ごと） ※年間納入額が360万円以下、滞納のことなど	
⑨罰則の規定	証票の掲示義務や帳簿の記載義務等に違反した場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※その他地方税法の適用あり	
⑩見直し時期 (課税を行う期間)	<u>課税期間は定めず制度開始当初は3年程度、その後は5年ごとに検証する</u>	

3. 宿泊税条例の構成

概要		主な内容
第1条	課税の目的	観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、宿泊税を課することを規定するもの。
第2条	定義	本条例において使用する用語については、地方税法及び県税条例の例によることを規定。
第3条	納税義務者等	<p>納税義務者等を以下のとおり規定するもの。</p> <p>①対象施設 旅館・ホテル・簡易宿所、特区民泊、新法民泊の施設</p> <p>②課税客体 宿泊行為(上記施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊)</p> <p>③納税義務者 宿泊者</p>
第4条	課税免除	<p><u>学校長等が証明する以下の宿泊には、宿泊税を課さない</u>と規定するもの。</p> <p>①<u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の幼児・学生等や引率者が教育課程内の教育活動又は部活動として宿泊する場合</u>※</p> <p>②<u>保育所、認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業者内保育事業を行う施設において満三歳以上の幼児や引率者が当該施設が主催する行事として宿泊する場合</u></p> <p>※条例上は「当該学校の修学旅行その他の教育活動」の規定であり、「教育課程内の教育活動」と「部活動」は別に定める規則にて明記予定。</p>

3. 宿泊税条例の構成

概要		主な内容
第5条	免税点	宿泊料金が <u>1人1泊あたり6,000円未満の宿泊</u> に対しては、宿泊税を課さないと規定するもの。
第6条	税率	税率を <u>1人1泊あたり300円</u> ※と規定するもの。 ※仙台市内の税率を県100円とすることは附則にて規定。
第7条	課税地	課税地を宿泊施設の所在地と規定するもの。
第8条	徴収の方法	徴収方法を <u>特別徴収の方法</u> と規定するもの。
第9条	特別徴収義務者	特別徴収義務者を宿泊施設の経営者と規定するもの。
第10条	特別徴収義務者としての登録等	特別徴収義務者としての登録方法や証票の掲示義務等を規定するもの。
第11条	申告納入	1か月ごとに納入申告書の提出、納入金の納入を行うことを規定するもの。また、年間納入額が360万円以下など一定要件※を満たす場合には3か月ごとと規定するもの。 ※条例上は「一定金額以下であることその他の規則で定める要件」の規定であり、「360万円以下」やその他の要件は規則にて明記予定。
第12条	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除	天災等の場合における特別徴収義務者に対する徴収不能額等の還付及び納入義務の免除を規定するもの。

3. 宿泊税条例の構成

概要		主な内容
第13条	特別徴収義務者の帳簿の記載義務等	<p>帳簿の記載義務等を以下のとおり規定するもの。</p> <p>①帳簿 【記載内容】宿泊年月日、宿泊者数、課税対象の宿泊者数、課税免除の宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額 【保存期間】納入申告書の提出すべき日の翌日から起算して5年を経過する日まで</p> <p>②売上伝票等 【記載内容】宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額 【保存期間】当該宿泊日の属する月の末日の翌日から起算して2年を経過する日まで</p> <p>※税務調査を定期的に行い確認させていただきますので、御協力お願いいたします。</p>
第14条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	<p><u>以下のいずれかに該当した場合に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定するもの。</u></p> <p>①証票の掲示義務、貸し付け又は譲り渡しの禁止、返還の規定に違反したとき ②正当な事由がなく帳簿の未記載、虚偽の記載、隠匿があったとき ③帳簿を5年間保存しなかったとき ④正当な事由がなく書類の未作成、虚偽の作成、隠匿があったとき ⑤書類を2年間保存しなかったとき</p>
第15条	賦課徴収	賦課徴収について、宮城県県税条例を準用することを規定するもの。
第16条	間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税	宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号（間接地方税の範囲）及び第6条の22の9第4号（夜間執行の制限を受けない地方税）の条例で指定する法定外目的税と規定するもの。

3. 宿泊税条例の構成

概要		主な内容
第17条	県税事務所長に対する知事の権限の委任	賦課徴収に関する事項等を知事から課税地所轄の県税事務所長に委任することを規定するもの。
第18条	規則への委任	この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めることを規定するもの。
附則①	施行期日	<u>施行期日（課税開始の日）は規則で定める日からとすることを規定するもの。</u>
附則②	適用区分	施行日以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く）について適用することを規定するもの。
附則③	準備行為	<u>特別徴収義務者の指定や登録等の必要な手続きを施行日前においても可能とすることを規定するもの。</u>
附則④	仙台市内における宿泊税の特例	仙台市の宿泊税がある場合には、仙台市内における県の税率を100円とすることを規定するもの。 また、仙台市内の賦課徴収については、仙台市が県分も併せて行うことなどを規定するもの。
附則⑤	拘禁刑に関する経過措置	刑法改正により懲役刑が拘禁刑になることについて経過措置を規定するもの。
附則⑥	調整規定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、法人番号の規定の項ずれが生じることから調整を規定するもの。
附則⑦	検討	<u>条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うことを規定するもの。</u>

4. 地方税法等の罰則の規定

罰則は、条例に定めるもののほか、地方税にも規定されています。

罰則を定める趣旨は、善意の方を保護するものです。

納税できない恐れがあるなど、ご不安が生じたときは、まずはご相談ください。

法令等	条項	内 容	罰 則	
			懲役・拘禁刑	罰金
宿泊税条例	第14条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	なし	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下
	第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下	50万円以下
	第733条の8	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下（過料）	

4. 地方税法等の罰則の規定

例えば、このようなときに罰則が考えられます

- ✓ 「脱税等に関する罪」に該当するおそれがある例

宿泊者から宿泊税の徴収は行ったが、意図的に県には申告納入せず、詐取したとき など

- ✓ 「帳簿の記載義務違反等に関する罪」に該当するおそれがある例

宿泊税の納入を逃れるため、実際は多数の宿泊があったが、帳簿には宿泊がないこととして記載をしたとき など

このようなときは宮城県にご相談ください

「忙しくて申告に2人分の記載が漏れてしまった。」などの故意でない軽微な単純ミスなどについては、まずは、県にご相談ください。

罰則に該当するおそれがあります

故意に欺いたとき等には

< 参考資料 >

17

罰則ではありませんが、延滞金、加算金の規定や滞納があった際の滞納処分について、以下のとおり地方税法に規定されています。

納税できない恐れがあるなど、不安な場合は、まずご相談ください。

法令等	条項	内容	率 (※地方税法本則の規定)
地方税法	第733条の17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3%又は14.6%
	第733条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	5~30%
	第733条の19	重加算金	35%又は40%
	第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は14.6%
	第733条の24	滞納処分	—

5. 今後のスケジュール

- ✓ 課税開始は、令和7年秋頃を予定しています。
- ✓ 説明会・意見交換会は、来年2月と5月以降も開催し、詳細な手続きをご説明する予定です。
- ✓ 特別徴収義務者としての登録、宿泊税の申告納入等の手続きについては、次回以降の説明会にて詳細をご説明する予定です。
- ✓ 広報は、チラシ等の広報物の作成、各種媒体での広報を年度末頃から実施予定です。
- ✓ カスタマーセンターは、課税開始前に開設できるよう準備を進めてまいります。

	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12
課税開始														令和7年秋頃、課税開始の予定
説明会 意見交換会	対面	説明会開催 ※観光施策や条例構成等について		説明会開催 ※観光施策、手引き案や徴収手続き等について		説明会開催 ※登録や徴収手続き等について								
	HP			※説明会の資料等をホームページに掲載します。 説明資料・動画の掲載 ●資料等掲載		説明資料・動画の掲載 ●資料等掲載								
広報		← HP・SNSによる制度周知 → ← チラシ等の作成 →		← 広報 →		← 周 知 →								→
							登録申請書の配布／登録証の発送					申告書・納付書等の発送		
カスタマーセンター												開設		

5. 今後のスケジュール

<次の説明会・意見交換会の内容について>

特別徴収義務者の手続き等についてご説明させていただく予定です。

手引きやマニュアルの案について、皆様からのご意見をいただきたいと考えております。

時 期

令和7年2月

【予定日程（いずれも午後1時以降に開催予定）】

2月10日（月）大崎・登米・栗原/県大崎合同庁舎
12日（水）気仙沼・南三陸/県気仙沼合同庁舎
13日（木）石巻・東松島・女川/東松島市コミュニティセンター
18日（火）塩釜・松島・黒川/松島町石田沢防災センター
21日（金）仙南/県大河原合同庁舎
25日（火）鳴子/鳴子公民館

予定資料

- ・特別徴収義務者の手引き（マニュアル）の案
- ・宿泊税に関するQ & Aの案
- ・宿泊税に関する施行規則の案

（条例の委任を受けた事項や手続上の事項等を定めるものです。）

内 容

- ・特別徴収義務者の登録の手続き
 - ・申告納入の方法
 - ・申請書や申告書の書き方
- など

5. 今後のスケジュール

これまでに多くいただいたご質問の例

記載内容は現在の検討状況です。

今後、皆様からのご意見を伺いながら、疑問や不安が生じにくい説明方法や運用などを検討してまいります。

ご質問① 深夜1時のチェックインなど日をまたがない利用の場合も宿泊税が課されるのか。

検討案① その利用行為が宿泊契約に基づくものであれば課税対象となります。

ご質問② 領収書には素泊まり料金と食事料金等を明示する必要があるのか。

検討案② 領収書に素泊まり料金と食事料金等を明示する必要はありません。
ただし、宿泊税は名称と金額を明示する必要があります。

ご質問③ 素泊まり料金の設定がない場合、素泊まり料金と食事料金等はどう判断すれば良いか。

検討案③ 各施設にて素泊まりと食事料金等の相当料金を算出いただいて判断いただきます。

料金設定の内訳は様々考えられますが、各施設の経営判断によって合理的に設定した料金をもって課税の有無を判断いただきます。

なお、宿泊料金に対する素泊まり料金の割合が極端に低い場合などには、定期的に行う税務調査の場などにおいて、お話を伺いする場合があります。

5. 今後のスケジュール

これまでに多くいただいたご質問の例

ご質問④ 「宿泊料金」には、どのような料金が含まれるか。

検討案④ 宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

なお、宿泊料金の算出基準は、以下のとおりです。

【宿泊料金に含まれるもの】

○宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意志に関わりなく請求されるもの

- ・清掃代
- ・寝具使用料
- ・入浴代
- ・寝衣代
- ・サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

○以下については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊税の算出の基礎となる宿泊料金から控除します。

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・自動車代、煙草代、電話代、土産代等の立替金等
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

6. 特別徴収義務者の負担軽減策

特別徴収義務者の負担軽減のため、以下のような取組を実施予定です。

詳細は、今後お知らせいたします。また、内容について皆様の意見を伺ってまいります。

項目		目的・内容
(1)	特別徴収義務者交付金の創設	<p>特別徴収義務者に対して、納期内に申告納入された宿泊税額の一定割合（最大3.5%）を交付し、税導入に係る事務経費の負担軽減を図る。</p> <p>【交付率の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基 準：納期内納入額の2.5% ②加算 i：①に対して0.5%（課税開始から5年間） ③加算 ii：電子申告の場合、①に対して加算0.5%（課税開始から5年間）
(2)	電子手続による申告・納入体制の構築	<p>特別徴収義務者が宿泊税を申告・納入する際に、電子による手続きを可能とし、申告・納入の負担軽減、利便性向上を図る。</p> <p>※eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。</p> <p>eLTAXは、地方公共団体が共同して運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用しています。</p>
(3)	レジシステム改修補助金	宿泊税導入に伴い必要になる、既存のレジシステムの改修等に要する経費の一部を助成し、税導入に係る宿泊事業者の負担を軽減するとともに、税の円滑な導入を図る。
(4)	周知・広報	宿泊税の概要や使途に関する広報媒体として、リーフレットや三角POP等を作成し、窓口での円滑な納入を図る。
(5)	相談体制の構築 (カスタマーセンターの設置)	徴収開始前から一定期間、県にカスタマーセンターを設置し、宿泊事業者からの納税に関する相談や、宿泊客から納税に理解をもらえない場合の対応を引き受けることにより、徴収に当たっての事務負担や心理的な負担の軽減を図る。

6. 特別徴収義務者の負担軽減策

23

レジシステム改修補助金 制度概要

1. 目的

宿泊税の導入に伴い生じる特別徴収義務者の費用負担を軽減するため、レジシステムの改修などに要する経費を支援します。

2. 補助対象者

宿泊税の申告納入を行う特別徴収義務者（宿泊事業者）

※仙台市内の宿泊事業者は仙台市から補助

〈システム改修の内容例〉

例1)毎日の宿泊者数と宿泊税を月ごとに
集計管理する機能の付加

例2)領収書に宿泊税の項目を印字する
機能の付加

3. 補助内容【詳細な内容は調整中】

■原則として全額補助とする予定です。

■補助対象となる経費は、宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築等を想定しています。

【こんな場合はどうなる？】

	ご質問	検討案
Q1	1事業者で複数施設を運営している場合の補助対象はどうなる？	施設ごとに申請いただき補助金を交付することを想定しています。
Q2	補助金の交付時期はいつ頃になるのか？	令和7年4月以降に申請受付・交付決定を行う予定です。
Q3	改修に時間がかかるので補助金の交付決定を待たずに改修を進めてよいのか？	補助金交付決定前に実施した事業も補助対象に含めることについて調整してまいりますが、詳細な制度内容をお示しした後の着手をお願いいたします。
Q4	すべての経費が補助対象になるのか？	宿泊税に伴う改修又は構築等が補助対象となります。 詳細な内容は、次回の説明会で改めてお知らせいたします。 ※申請内容が補助対象経費に該当するかは審査の段階で確認させていただきます。

6. 特別徴収義務者の負担軽減策

24

周知・広報

1. 目的

納税者となる県民の皆様や来県者の皆様に制度概要などを御理解いただくため、広報ツールの配布や交通広告の掲載などを実施します。

2. 内容

- 県HP・SNSによる周知(R6.11~)
 - みやぎ県政だよりによる周知(R7.3)
 - リーフレットの配布・ポスターの掲示(R7.3~)
 - 新聞広告の掲載(R7.3~)
 - 駅や空港での交通広告の展開(R7.3~)
 - 三角POPによる周知(R7.9~)



リーフレット（イメージ）

【こんな場合はどうなる？】

	ご質問内容	回答
Q1	リーフレットやポスターなど広報ツールの配布・掲示場所は？	県内の観光案内所などに加え、宿泊施設様のフロントやロビーなどでの配布・掲示をお願いしたいことから、御協力をお願いいたします。
Q2	外国からのお客様向けの広報ツールは準備するか？	外国語版のリーフレット作成やリーフレットへの多言語表記を検討しております。
Q3	県外向けの広報は実施するのか。	首都圏の駅構内でのサイネージ広告展開といった手法による広報を検討しております。

6. 特別徴収義務者の負担軽減策

カスタマーセンターの設置

1. 目的

宿泊事業者の皆様の徴収に当たっての事務負担や心理的負担を軽減させるため、各種相談対応やお客様への説明を担うカスタマーセンターを設置します。

2. 内容

- 開設期間：徴収開始前から一定期間を想定
- 対応時間：24時間対応(フリーダイヤル)

3. 対応イメージ

- 宿泊事業者様からの制度概要に対する質問への回答
- お客様が納税に応じない場合等のクレーム対応の引き受け

【こんな場合はどうなる？】

	ご質問内容	回答
Q1	お客様からの直接の問い合わせは可能か？	基本的には宿泊事業者様を経由してお客様とのやり取りを想定していますが、直接の問い合わせも可能です。
Q2	お客様にカスタマーセンターの連絡先を教えてよいのか？	宿泊事業者様からお客様に連絡先をお伝えいただいても問題ありません。
Q3	課税対象の判断についても相談できる？	課税対象の判断についても対応してまいります。

7. ご意見・ご要望について

| 26

今後の制度設計の参考とするため
ご自由にご意見をいただければ幸いです。

また、今後、ホームページ上からもご意見を
提出できるようフォームを設置予定です。

本日の資料や主な意見と県の検討案は
随時ホームページで公表してまいります。



ホームページはこちらからご覧ください。
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shukuhakuzei/index.html>